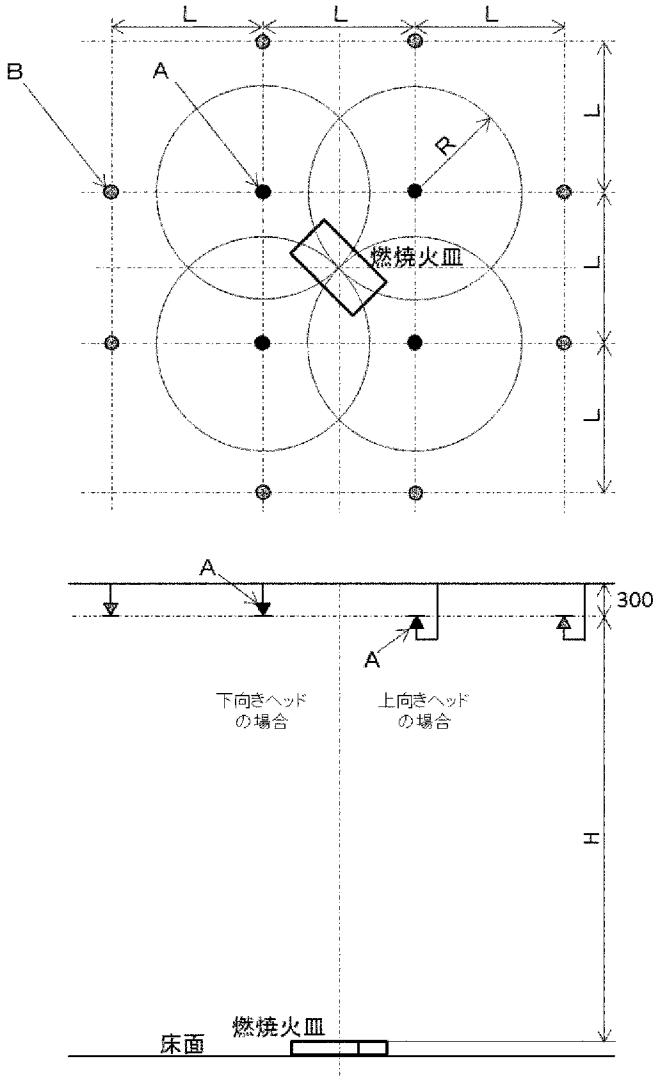
別図第十一　作動試験（第六第三号関係）

（単位　ミリメートル）




A：閉鎖型泡水溶液ヘッド（作動後に泡水溶液を放射するもの）

B：閉鎖型泡水溶液ヘッド（作動を確認するもの）

R：設計上の有効警戒範囲の半径

L：正方形配置における最大間隔

H：設計された範囲で最小の高さ

○消防庁告示第六号

消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日　消防庁長官　大石　利雄

第一条第二項中「学校長」の下に「（以下「学校長」という。）」を加える。

第三条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第五条第二項及び第三項中「の区分」を削る。

第六条第二項中「対象職員」を「対象者」に改め、「の区分」を削り、同条第三項及び第四項中「の区分」を削る。

第八条中「対象団員」を「対象者」に改める。

第九条第二項及び第三項中「の区分」を削る。

第十条第一項中「中級幹部科」を「指揮幹部科」に、「部長及び」を「部長、副分団長又は」に改め、「分団長の階級にある者」の下に「等」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　指揮幹部科の教育訓練は、現場指揮課程及び分団指揮課程の種別ごとに行うものとする。

3　消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　初級幹部科　次に掲げるもの

イ　消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。

ロ　地域住民に対して防災指導を行えること。

二　指揮幹部科　次に掲げる課程の種別に応じてそれぞれ掲げるもの

イ　現場指揮課程　次に掲げるもの

(1)　災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。

(2)　大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎょ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

ロ　分団指揮課程　次に掲げるもの

(1)　分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

(2)　各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

第十条第三項の次に次の一項を加える。

4　消防団員に対する幹部教育の標準的な教科目及び時間数は、種別に応じ、別表第六のとおりとする。